



佐賀県公報

平成17年
3月24日
(木曜日)
号外第4号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

教育委員会事項

◎佐賀県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則 (規則・二) 一

人事委員会事項

◎職員 of 修学部分休業に関する規則 (規則・一) 二

◎佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則 (規則・二) 七

◎佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則 (規則・三) 七

◎給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (規則・四) 九

◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 (規則・五) 九

◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (規則・六) 九

◎農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (規則・七) 二〇

◎教職調整額に関する規則の一部を改正する規則 (規則・八) 二〇

◎義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 (規則・九) 二〇

◎管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (規則・一〇) 二〇

◎職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (規則・一一) 二一

◎災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則 (規則・一二) 二一

◎一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 (規則・一三) 二二

◎職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則の一部を改正する規則 (規則・一四) 二二

公安委員会事項

◎佐賀県警察組織規則等の一部を改正する規則 (規則・三) 二三

◎佐賀県公安委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を

改正する規則

○ 教育委員会事項

佐賀県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二郎

●佐賀県教育委員会規則第二号

佐賀県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県文化財保護条例施行規則(昭和五十一年佐賀県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

第八条第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

第九条第一項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

第九条第二項に次の一号を加える。

六 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であると

きは、管理団体の承諾書

第十条第一項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

第十一条第一項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ

繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 第十六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、
 第四号の次に次の一号を加える。

五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

○ 人事委員会事項

職員の修学部分休業に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第一号

職員の修学部分休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年佐賀県条例第七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認の申請手続)

第二条 修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業承認申請書(様式第一号)により、修学部分休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 前項の申請は、当該部分休業の取得を予定している期間の全体についてあらかじめ行わなければならない。

3 任命権者は、第一項の申請について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることが

できる。

(修学部分休業の承認の決定)

第三条 任命権者は、前条第一項の申請があつた場合には、速やかに承認するかどうかを決定し、当該申請を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

(人事委員会規則で定める手当)

第四条 条例第三条の人事委員会規則で定める手当は、佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和二十七年佐賀県条例第三十九号)

第三条第一項第二号及び第十条第一項並びに佐賀県職員特殊勤務手当支給規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号)第三十一条の二各号に定める特殊勤務手当とする。

(端数計算)

第五条 条例第三条の規定により勤務しない一時間につき給与から減額される額を算定する場合において、一円未満の端数を生じた場合の取扱いについては、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第十五条の二の規定の例による。

(給与の減額)

第六条 条例第三条に規定する給与の減額方法については、佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号)第十八条及び第十九条の規定を準用する。この場合において、同規則第十八条中「県職員給与条例第十二条及び学校職員給与条例第十三条の規定により給与の減額の対象とされる承認なくして勤務しなかつた時間数」とあるのは「地方公務員法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた時間数」とし、同規則第十九条第一項中「に対応する額及び調整手当に対応する額」とあるのは「に対応する額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)、管理職手当に対応する額、調整手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、産業教育手当に対応する額、農林漁業普及指

導手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額、初任給調整手当に対応する額及び職員の修学部分休業に関する規則（平成十七年佐賀県人事委員会規則第一号。以下「修学部分休業規則」という。）第四条に規定する特殊勤務手当に対応する額」と、「給料及び調整手当」とあるのは「給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、管理職手当、調整手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び修学部分休業規則第四条に規定する特殊勤務手当」と読み替えるものとする。

（修学状況に変更があった場合等の届出）

第七条 修学部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- 一 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した場合
- 二 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、承認を受けた修学部分休業の内容に変更があった場合

2 前項の届出は、修学状況変更届（様式第二号）により行うものとする。

3 任命権者は、第一項の届出について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該届出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（補則）

第八条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表)

修学部分休業承認申請書

(任命権者) _____様	申請者 所属名 _____ 職名 _____ 氏名 _____ (印)
年 月 日	
下記のとおり修学部分休業の承認を申請します。	

1 教育施設名		2 通学時間 (職場～教育施設)	時間 分
3 修学内容等			
4 申請期間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 休業時間	年 月 日から	年 月 日まで	
	毎日	時 分～ 時 分	水
	月	時 分～ 時 分	木
	火	時 分～ 時 分	金
	年 月 日から	年 月 日まで	
	毎日	時 分～ 時 分	水
	月	時 分～ 時 分	木
	火	時 分～ 時 分	金
	年 月 日から	年 月 日まで	
	毎日	時 分～ 時 分	水
	月	時 分～ 時 分	木
	火	時 分～ 時 分	金
6 備考			

- 注 1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、教育施設が発行する入学証明書等)を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること(写しでも可)。
- 2 「修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。
- 3 「休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「備考」に記入すること。
- 5 修学部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

様式第2号(第3条関係)

修学状況変更届

年 月 日

(任命権者)

_____様

所属名 _____

職 名 _____

氏 名 _____ (印)

次のとおり修学部分休業に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した その他 ()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

注 該当する口には、レ印を記入すること。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第二号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則（昭和二十七年佐賀県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第二条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第三号

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定によ

り任期を定めて採用された職員」を加える。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第20条関係)

給与減額整理簿

(年 月分)

所属名 _____ 氏名 _____

所属 長印	直接監 督責任 者印	日	減 額 対 象 時 間			備 考
			始 期 及 び 終 期 (時 ・ 分 ~ 時 ・ 分)	左の時間数 (時間・分)	理 由	
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
			: ~ :	:		
月 計			(A)	:		
一 時 間 当 た り の 給 与 額			(B)			円
減 額 す べ き 金 額			(A) × (B)			円

※ 当該月に本来支給されるべき給与月額(減額できる上限の額) _____ 円

- 備考
- この整理簿は、各所属の担当者が厳重かつ正確に記入すること。
 - この整理簿は、その都度整理し、前日分につき所属長が点検及び押印したうえ保管すること。
 - 「理由」欄には、勤務しなかった理由を具体的かつ簡明に記入すること。
 - 修学部分休業又は同一月内で一時間当たりの給与額が異なる場合は、それぞれ別葉で作成すること。
 - 「減額すべき金額」を計算する場合において、月計の1時間未満の端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算すること。
 - 「※当該月に本来支給されるべき給与月額(減額できる上限の額)」欄には、一時間当たりの給与額を算定する際に含まれる給与種目の月額の合計額を記入すること。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第四号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「という。」の下に「又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下この項において「任期付短時間勤務職員」という。)」を、「第二条第二項」の下に「又は第三項」を、「(再任用短時間勤務職員)の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第五号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「占める職員」の下に「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員及び地公法第二十六条の二第一項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員」を加える。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「という。」その他を「という。」及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)その他」に改める。

第五条第二項第二号中「期間並びに」を「期間、」に改め、「定める期間」の下に「並びに地方公務員法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間」を加える。

第六条第一項第六号中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第十条第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 地方公務員法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

別表第一の一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条第一項の給料表の項中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第七号

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則

第一条、第二条から第四条まで及び第五条第一項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第八号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則(昭和四十六年佐賀県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「占める職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第九号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年佐賀県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「占める職員」の下に「又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員」を、「第二条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十四日

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第十号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
管理職員特別勤務手当に関する規則(平成三年佐賀県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第十一号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年佐賀県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「以下同じ。」の下に「及び任期付短時間勤務職員(条例第二条第三項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)」を加える。

第六条の三第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項第二号中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、「採用された職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第三条の規定により任期を定めて採用された職員又は任期付短時間勤務職員」を加え、同条第三項中「再任

用職員」を「再任用職員等」に改める。

第十六条第三項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに」を「あらかじめ」に改める。

第十七条第一項中「第十八条から第二十条まで」を「第十八条から第二十条の二まで」に改める。

第十八条第一項本文中「第十八条から第二十条まで」を「第十八条から第二十条の二まで」に改め、同項第一号中「出産補助休暇」の下に「配偶者出産時育児休暇」を加え、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条第三項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第十九条中「第二十条」の下に「、第二十条の二」を加える。
第二十条に次の一項を加える。

2 前項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して一週間を経過する日(以下この項において「一週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、一週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第十二号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則(平成七年佐賀県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

災害派遣手当等に関する規則

第一条中「災害派遣手当」の下に「及び武力攻撃災害等派遣手当」を加える。

第二条の見出し中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改め、同条第一項中「災害派遣手当」の下に「及び武力攻撃災害等派遣手当」を加え、「第十条の五第一項」を「第十七条の五第一項及び第二項」に改める。

第三条の見出し中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改め、同条第一項及び第二項中「災害派遣手当」の下に「又は武力攻撃災害等派遣手当」を加える。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第十三号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十五年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「任期」を「職員の任期」に改める。

第三条第一項中「第五条第二項」を「第七条第三項」に改め、同条第二項中

「第三条第二項」を「第六条第二項」に改める。

第四条中「第六条第二項」を「第八条第三項」に改める。

第五条第一項中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中

「第四条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第六条中「第四条第四項」を「第七条第四項」に改める。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(佐賀県職員の任用に関する規則の規定の読替え適用)

第十一条 任命権者が条例第三条の規定により職員を採用する場合における佐賀県職員の任用に関する規則(昭和四十四年佐賀県人事委員会規則第六号)別表の規定の適用については、同表中「佐賀県職員採用試験」とあるのは、「佐賀県任期付職員採用試験」とする。

2 任命権者が条例第四条の規定により職員を採用する場合における佐賀県職員の任用に関する規則別表の規定の適用については、同表中「佐賀県職員採用試験」とあるのは、「佐賀県任期付短時間勤務職員採用試験」とする。

様式第一号中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

様式第三号中「第5条第2項」を「第7条第3項」に、「第4条第1項」を

「第7条第1項」に改める。

様式第四号中「第6条第2項」を「第8条第3項」に、「第4条第1項」を

「第7条第1項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第十四号

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則の一部を改正する規則

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則（平成十五年佐賀県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条中「第四条第三項」を「第七条第三項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県公安委員会

委員長 藤

寛

●佐賀県公安委員会規則第三号

佐賀県警察組織規則等の一部を改正する規則

（佐賀県警察組織規則の一部改正）

第一条 佐賀県警察組織規則（平成六年佐賀県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「置く」を「置くことができる」に改める。

第九条中「生活保安課」を「生活環境課」に改める。

第十条第一項第六号を次のように改める。

六 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）及び古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の施行に関する事。

第十条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の施行に関する事。

第十条第一項第九号及び第十号を削り、同項第十号中「ハイテク」を

「サイバー」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十二号中「生活保安課」を「生活環境課」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十三号中「指導及び取締り」を「施行」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とする。

第十二条の見出し及び同条第一項中「生活保安課」を「生活環境課」に改め、同項第一号中「関すること」の下に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。

第十二条第一項第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関すること。

第十二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の施行に関する事。

第十二条第一項第九号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 売春その他風俗関係事犯の取締りに関すること。

十 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

第十二条第二項を次のように改める。

2 生活環境課に、生活環境指導官を置く。

一 生活環境指導官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

二 生活環境指導官は、命を受け、前項第二号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事務をつかさどる。

第十四条中「三課」を「四課」に、「捜査第二課」を「捜査第一課」組織犯罪対策課」改める。

第十六条第一項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、同条第二項を削り、同条第三項第二号中「第一項第一号から第四号まで及び第八号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

(組織犯罪対策課)

第十六条の二 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 組織犯罪対策に関する企画及び調整に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 二 組織犯罪に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。
- 三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)に規定する疑わしい取引に関する情報の収集及び分析に関すること。
- 四 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の施行に関すること。
- 六 暴力団の排除活動に関すること。
- 七 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 八 けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 九 前各号に掲げるもののほか、本部長又は刑事部長の命ずること。

2 組織犯罪対策課に、組織犯罪対策官を置く。

- 一 組織犯罪対策官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 二 組織犯罪対策官は、命を受け、前項各号に掲げる事務の指導に関する

事務をつかさどる。

第二十四条中「二課」を「三課」に、「警備第二課」を「警備第一課」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(警備対策課)

第二十六条の二 警備対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前条第一項第四号及び第五号に掲げる事務のうち、第二十六回全国豊かな海づくり大会及び平成十九年度全国高等学校総合体育大会に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、本部長又は警備部長の命ずること。

第三十条の次に次の一条を加える。

(理事官)

第三十条の二 部に理事官を置くことができる。

- 2 理事官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 理事官は、命を受け、部の所掌事務のうち、重要な事項又は専門的事項に係る事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第三十九条第一項中「警察官駐在所」の下に、「幹部派出所」を加え、同条第二項中「警察官駐在所」の下に、「幹部派出所」を、「及び所管区」の下に「(幹部派出所にあっては、幹部派出所所在地)」を加える。

別表第一の二の表中「」相知警察署」を「」唐津警察署」に、

「唐津警察署 七 山警察官駐在所」を

「七 山」に、

「 呼子警察署

小川島警察官駐在所 唐津市呼子町小川島

を、

小川島 " 呼子町小川島

に改める。

別表第一の四の表中佐賀県呼子警察署の項を削り、同表を別表第一の五の表とし、別表第一の三の表を同表の四の表とし、同表の二の表の次に次の表を加える。

三 幹部派出所

所属警察署	名称	位置	幹部派出所所在地
佐賀県唐津警察署	相知幹部派出所	唐津市相知町長部田	
	呼子幹部派出所	" 呼子町殿ノ浦	唐津市のうち、呼子町呼子、呼子町殿ノ浦、呼子町小友、呼子町大友、呼子町加部島

(佐賀県公安委員会運営規則の一部改正)

第二条 佐賀県公安委員会運営規則(昭和三十二年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「生活保安課長」を「生活環境課長」に改める。

(佐賀県警察署協議会条例施行規則の一部改正)

第三条 佐賀県警察署協議会条例施行規則(平成十三年佐賀県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表中	相知警察署協議会	唐津警察署協議会	呼子警察署協議会
	五人	一二人	五人

を

「 唐津警察署協議会

一四人

に改める。

(ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの販売の届出等に関する規則の一部改正)

第四条 ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの販売の届出等に関する規則(平成十四年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「警察署生活安全課」の下に「及び生活安全・刑事課」を加える。

(佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第五条 佐賀県道路交通法施行細則(昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「又は警察署長」を「警察署長又は幹部派出所長」に改める。

別表第二の一の項中「警察署」の下に「(幹部派出所を含む。)」を加え、同表の二の項中「警察署」の下に「(幹部派出所を含む。)」を加え、「試験場又は住所所を」を「運転免許試験場又は住所所を」に改め、同表の三の項中「警察署」の下に「(幹部派出所を含む。)」を加え、同表の五の項中「警察署」の下に「(幹部派出所を含む。)」を加え、同表六の項中「警察署」の下に「(幹部派出所を含む。)」を加える。

別表第三の北部地区交通安全活動推進委員協議会の項を次のように改める。

唐津地区交通安全活動推進委員協議会

唐津警察署管内

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県公安委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県公安委員会

委員長 藤

寛

●佐賀県公安委員会規則第四号

佐賀県公安委員会が管理する公文書の開示に関する規則の一部を
改正する規則

佐賀県公安委員会が管理する公文書の開示に関する規則(平成十三年佐賀県
公安委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十三条」を「第二十七条」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月二十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)